



# 目 次

## 第1章 ハラスメントの基礎知識

監修：木下潮音弁護士（第一芙蓉法律事務所）

- ① 性や性別に関わる主なハラスメント…………… 8
- ② ハラスメントの判断基準…………… 18
- ③ ハラスメントに対する罰則…………… 20

## 第2章 議会におけるセクハラを防ぐには？

監修：木下潮音弁護士（第一芙蓉法律事務所）

- ① 議会におけるセクハラの実態…………… 24
- ② シーン別セクハラ例…………… 26
- ③ セクハラを防ぐための留意点…………… 32
- ④ セクハラ被害を受けた場合の対処…………… 35
- ⑤ セクハラに加害者として申し立てを受けた場合の  
対処…………… 37

## 第3章 ハラスメントを生まない環境整備の先行事例 ～東京都狛江市の取り組み～

- ① 狛江市の取り組みの背景…………… 42
- ② 市議会議員の提案による「狛江市職員のハラスメント  
の防止等に関する条例」を制定・施行…………… 44
- ③ 外部相談窓口の設置…………… 45

④ 研修会の拡充 .....	46
⑤ 人権尊重基本条例(仮称)の制定 .....	46
⑥ 狛江市職員ハラスメント防止指針の刷新 .....	47

#### **第4章 議員および議会関係者等による セクハラ事例集**

① セクハラ発言事例 .....	58
② セクハラ行為事例 .....	71

#### **第5章 関係資料 .....**

## はじめに

世界的にハラスメントに関する意識が高まりつつあるにもかかわらず、今もなおハラスメントによる被害は後を絶ちません。特に性的な言動による嫌がらせ「セクシュアル・ハラスメント」、性別による役割や価値観の押し付けによる嫌がらせ「ジェンダー・ハラスメント」の被害は、国や地域を問わず頻繁に発生し、大きな社会問題となっています。

日本では、1989年に初めてセクハラに関する裁判が行われたのをきっかけに、職場におけるハラスメントが問題視されるようになり、1997年の男女雇用機会均等法改正では、「セクシュアル・ハラスメント防止に向けた事業主の雇用管理上の配慮義務」が盛り込まれました。これを機に、ハラスメント防止研修やハラスメント被害者のための相談窓口を設置するなど、ハラスメント対策に取り組む企業や自治体が増えています。

このような世の中の流れに遅れをとっているのが、政治の世界です。議会には企業のような労使関係がなく、男女雇用機会均等法の規制対象外ということもあって、セクハラをはじめとするハラスメント対策への取り組みが遅れていると言わざるを得ません。政治家を対象としたハラスメント予防に関する規制などはまだ整備されておらず、ようやく一部の政党で議員を対象としたセクハラ予防に関する研修の実施や指針の整備が始まりつつある段階です。

こういった対応の遅れもあってか、議員や議会関係者によるハラスメント、特にセクハラの影響は今も各地で報告され、その都度、新聞やテレビなどで大きく取り上げられています。その際に、加害者側の議員等

からよく聞かれるのは「ハラスメントをするつもりではなかった」「ハラスメントではなくコミュニケーションの一環だった」という弁明です。しかし、本書でも解説しているとおり、その言動がハラスメントに当たるか否かの判断は言動を行った本人ではなく、その言動を受けた側の感じ方によって決定されるものです。しかも、公人である議員は、実際にハラスメントを行ったか否かにかかわらず、関係者として名前が挙げただけで、マスコミに実名で報道されるケースが多く、たとえ報道の内容が真実でなくても政治家としてのイメージの低下を招くばかりか、場合によっては辞職に追い込まれるなど政治家生命を脅かす結果に陥ることも決して珍しくありません。何気ない発言や軽はずみな行為が、ハラスメントとして受け止められれば、これまで築いた政治家としての信用や実績が一瞬にして失われるだけでなく、議会の運営に大きな支障をきたし、議員としての責務を全うすることも不可能になりかねないのです。議員を対象とした規制がまだ整備されていないからこそ、政治家一人ひとりが自らを厳しく律し、常に相手の気持ちや立場を尊重するよう心がけ、軽はずみな言動は厳に慎むべきです。そして、そのためには、ハラスメントについて目をそらさず、正しく理解する努力が欠かせません。

本書では、改めて知っておきたいハラスメントに関する知識や法律、ハラスメント対策の最新事情、実際に起きたハラスメント関連事例などをまとめました。議員の皆様をはじめ議会関係者の皆様のハラスメント対策としてお役立ていただき、ハラスメントのない健全な議会運営の一助としていただければ幸いです。

2019年1月



# 第 1 章

## ハラスメントの基礎知識

監修：木下潮音弁護士（第一芙蓉法律事務所）

# 1 性や性別に関わる主なハラスメント

ハラスメント（Harassment）とは英語で「嫌がらせ」や「迷惑行為」を意味する言葉で、他者に対する言動が、本人が意図する・しないにかかわらず、相手を不快にさせたり尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えたりすることを指します。ハラスメントの種類は様々ですが、性や性差に関係するハラスメントには主に以下の3つ、セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントがあります。3つのハラスメントが同時に起こることも珍しくなく、セクシュアル・ハラスメントにジェンダー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに当たる行為が含まれる場合もあります。また、3つのハラスメントをすべてセクシュアル・ハラスメントと表現する場合もあります。

## (1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment、以下、セクハラ）は、広義では「相手が望まない性的な言動」を指します。セクハラは職場で起こりやすいハラスメントの1つであり、厚生労働省では職場におけるセクハラについて、「性的な言動に対する労働者の対応（拒否や抵抗）により、その労働者が労働条件において不利益を受けたり、性的な言動によって就労環境が害されたりすること」と定義しています。

なお、「職場」とは、通常は労働者が職務を遂行している場所を指し、労働者が職務を遂行する場所であれば、どこでも「職場」に含まれます。勤務時間外の宴会や懇親の場であっても、参加がほぼ義務



である場合など実質上職務の延長と考えられるものは、「職場」に該当します。

### ◆「性的な言動」の例

#### ① 性的な内容の発言

性的な事実関係を尋ねること、性的な情報や噂を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すこと など

#### ② 性的な行動

性的な関係を強要すること、必要なく身体へ接触すること、わいせつな図画を配布・掲示すること、強制わいせつ行為、強姦 など

また、厚生労働省では職場におけるセクハラについて、①「対価型セクハラ」と②「環境型セクハラ」の2つのタイプに分類しています。また、男性も女性もセクハラの加害者にも被害者にもなり得ますし、同性を対象にした性的言動もセクハラに含まれます。被害を受ける者の性的指向（性愛や恋愛についてどちらの性別を対象とするか）と性自認（性別に関する自己認識）にかかわらず、性的な言動であれば、セクハラに該当します。

#### ① 対価型セクハラ

職務上の地位を利用して性的な関係や不適切な行為を強要し、それを拒否した者に対して減給や降格、配置転換などの不利益を負わせる行為のこと。

## ② 環境型セクハラ

性的な関係は要求しないものの、職場内での性的な言動によって働く人たちを不快にさせ、働く環境を損なう行為のこと。

### <議員など議会関係者の留意事項>

男女雇用機会均等法では、雇い主である「事業主」が使用者である「労働者」へのセクハラ防止について必要な措置を講じなくてはならないと定めています。このため、セクハラは事業主と労働者のみに関連する事柄だと思われがちですが、決してそうではありません。職場とは必ずしも労使関係に基づくものばかりではなく、「人が自分の能力を生かして働く場」はすべて職場であり、そこでなされた性的な言動が相手に不快感や苦痛をもたらし、相手が存分に能力を発揮する権利を奪っている場合、その言動はセクハラに該当します。つまり、議会も所属する議員にとっては、まぎれもない「職場」であり、議員や関係職員に対して不当な性的言動が行われれば、職場におけるセクハラ行為として認定されることになります。実際、過去には男性議員から女性議員への不適切な発言が「環境型セクハラ」と認定され、有罪判決を受けた例（P63 事例10）もあります。

### <例>

#### 対価型セクハラ

- ・同じ党派に属する男性議員が女性議員に性的関係を迫ったが拒否されたため、その女性議員を無視するようになった
- ・男性議員が女性職員に「お前なんか異動させることができるんだぞ」と脅し、セクハラ行為をした ⇒P74 事例5

## 1 セクハラ発言事例

### 事例1 女性決算特別委員長に「おなごだから、けつをつづけば」

#### <概要>

男性町長が役場内で町の幹部職員と議会への対応を協議した際、「決算特別委員会の委員長は、おなご（女）だから、早く終わらせるためには、けつをつづけば（突っつけば）ええんだ」と発言した。

#### <関係者の対応>

発言を知った委員長の女性町議会議員が「セクハラ的発言だ」と反発、委員長権限で町長を議場から退席させ、町長不在のまま、決算委員会での審議が行われた。

町長は、「ジョークのつもりだった。決算委員会の退席に応じたのは、審議が混乱するのを避けるためだ」と語り、謝罪はしなかった。

### 事例2 懇親会で女性議員に「めんどりは家で卵を」

#### <概要>

男性町議会議員が、飲食店で開催された議員十数人による会合の場で、同席した女性町議会議員に対して「めんどりは家で卵を産んでいればいい」などと発言した。飲食店に居合わせた町民が、この発言は問題だとして、町議会議長と議会事務局に匿名で投書した。

#### <関係者の対応>

男性議員は投書内容に一部表現が違う部分があることを指摘したものの、大筋で女性議員を軽視する発言をしていたことを認め、議

会に対して「迷惑をかけた」と謝罪した。

### 事例3 男性市長が委員会協議会で不適切発言

#### <概要>

男性市長が市議会定例会の総務委員会協議会（非公開）で、職員の定年制と財政問題について質問が出た際、「かわいこちゃんを早く入れたいが、おぼさんが大勢いる」「市役所で活躍してくれた女性には悪いが、後進に道譲ってもらうことも考えて、その際は退職金を余計出して…」「長年勤めた女性の給与が一番いい。保母さんは配置換えが嫌なら、私立保育園へ行ってもらわないといけませんが、給料が今のほうが高いから行きたくないんだ」などと、セクハラと受け取れる発言をした。

#### <関係者の対応>

一部の議員からの批判を受けた市長が発言の取り消しを求め、同委員会の委員長は「真剣に言った雰囲気ではなかった」として取り消しを了承、後日開かれた委員会報告では市長発言に触れなかった。

市長は、新聞社の取材に対して「協議会は議会と市当局が談論風に話し合う場所だが、言葉じりを誤解されると思い、取り消してもらった。発言は私の意見ではなく女性職員の給与が高いという納税者や私立保育園からの声を間接的に話した。大学を出た娘が市役所に就職できないという父母の声を紹介しただけ」と説明した。

#### 事例4 観光キャンペーンレディに不適切発言、不適切行為

##### ＜概要＞

50代の男性町議会議員が、町主催のイベントの休憩時間に町採用の観光キャンペーンレディ3人に、強引に飲み物を勧め、「そんなに痩せていては、男にもてないよ」と発言した。また、イベント会場で3人が観光客と写真を撮影していたところ、男性議員が割り込んでキャンペーンレディのうち1人の肩を抱き、体を触ったりしたため拒否したところ、「にっこり笑って我慢なさい」などと発言した。

##### ＜関係者の対応＞

男性議員は「発言内容はよく覚えていないが、伝えられている内容には食い違いがある。特別委員会で調査してもらいたい」とした上で、観光建設常任委員長の辞職を申し出た。

#### 事例5 派閥定例会合で「3人以上の子供を産み育ててほしい」

##### ＜概要＞

男性衆議院議員が自身の所属する派閥の定例会合で「新郎新婦には必ず3人以上の子供を産み育てていただきたい」「結婚しなければ子供が生まれず、人様の子供の税金で老人ホームに行くことになる」と発言した。

##### ＜関係者の対応＞

会合の出席者から「セクハラ発言だ」と批判が出たことについて、男性議員は「結婚式に出席したときをお願いしたことを話ただけ」とした上で、「誤解を与えたことに対し、お詫びします」とコメント

し、発言を撤回した。

## 事例6 男性議員が女性議員に「女性は金で買うもの」

### <概要>

30代の男性県議会議員が、自身が所属する政党の議員団の懇親会が開かれた飲食店で、「女性は金で買うもの」と発言した上、「1万円はどうや?」と言いながら、そばにいた女性県議会議員に抱きついた。

### <関係者の対応>

問題発覚後、議員団が男性議員に本会議や委員会以外の活動の自粛を勧告、男性議員は議員団に退団届を提出、受理された。男性議員はマスコミの取材に対して「何もコメントできない」と話した。

## 事例7 男性議員が議会質問中の女性議員に「早く結婚したほうがいい」

### <概要>

50代の男性都議会議員が議会で晩婚化や妊娠、出産などについて質問をしていた女性都議会議員に対して、「早く結婚したほうがいい」「子供が産めないのか」とヤジを飛ばした。

### <関係者の対応>

女性議員はヤジがセクハラ行為に当たるとして男性議員の処分を求める要求書を議会に提出したが、「発言者が特定されていない」との理由で不受理となった。不受理の決定を受けて、女性議員の所属